

災害時における救援物資提供に関する協定書（案）

高知市（以下「甲」という。）と●●●●（以下「乙」という。）は、災害時飲料提供機能付自動販売機（以下「自販機」という。）の設置に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、令和○年○月○日付け自販機設置に係る○○賃貸借契約（以下「賃貸借契約」という。）により設置する自販機において、高知市で発生した災害時における救援物資として甲が被災者へ提供することについて、必要な事項を定めるものとする。

（協力の要請）

第2条 高知市内に震度5弱以上の地震又はそれと同等以上の災害が発生した場合若しくは発生する恐れがある場合において、甲の災害対策本部が設置され、甲から救援物資の提供について要請があったときは、乙は協力するものとする。

（自販機鍵運用方法）

第3条 乙は、甲に対し災害時の開錠用として当該自販機の鍵を預け、又はエマージェンシースイッチを設置し、甲は本協定の目的に順じ運用・保管を行う。なお、自販機設置後は、自販機設置者名、自販機設置場所、自販機鍵番号及び自販機鍵受渡日について、別紙により速やかに報告すること。

2 前項の鍵等の使用に関しては、前条の規定に従い要請があったときのみ使用できるものとし、その他の場合には一切使用しないこととする。

3 甲が本協定の目的に反する使用した事実が確認された場合、本協定は失効し、乙は直ちに当該自販機の鍵の返却を請求するとともに、甲に対し損失分を請求できるものとする。

4 甲は、当該自販機の鍵を紛失した場合、直ちに乙に連絡するとともに、甲の負担により鍵の交換を実施するものとする。

（申請の手続）

第4条 甲は、第2条の要請を行うときは、救援物資提供要請書をもって行うものとする。

ただし、緊急を要するときは、口頭、電話等により要請することができるものとし、後日速やかに当該要請書を提出するものとする。

（協力内容及び費用負担）

第5条 乙は、甲から第2条に基づく協力の要請があった場合、協力できる範囲を以下のとおりとする。

提供協力数量	自動販売機庫内在庫
費用	無料
期間	災害対策本部が解散するまで

（期間）

第6条 本協定の適用期間は、賃貸借契約の契約期間とする。

（協議）

第7条 本協定に定めるもののほか、本協定の実施に関して必要な事項その他本協定に定めのない事項については、その都度甲乙間で協議して定めるものとする。

本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲及び乙が記名押印の上、各1通を保有する。

令和〇年〇月〇日

甲 高知市
代表者 高知市長 桑 名 龍 吾

乙 （所在地）
（法人等名）
（代表者職名） （代表者氏名）

別紙

※ 自販機設置後，自販機鍵番号・自販機鍵受渡日を記入し速やかに提出してください。

自販機設置者名 _____

設置場所	
自販機鍵番号	
自販機鍵受渡日	

設置場所	
自販機鍵番号	
自販機鍵受渡日	

設置場所	
自販機鍵番号	
自販機鍵受渡日	

設置場所	
自販機鍵番号	
自販機鍵受渡日	